別記様式第一号

広委○○○

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

(1)　○○○の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

(2)　大きさは12センチメートル大以上、太さは2.4センチメートル以上、間隔は3.2センチメートル以上とする。

(3)　文字及び数字は黒色とする。

(4)　船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、とらふぐを目的とした操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。	浮縄	平成二十三年四月一日から十二月九日まで及び平成二十四年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十三年四月一日から八月三十一日まで
B海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。	浮縄	平成二十三年四月一日から十一月三十日まで及び平成二十四年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十三年四月一日から八月三十一日まで
C海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、D海域及びE海域を除く。	浮縄	平成二十三年四月一日から九月三十日まで
	底縄	平成二十三年四月一日から十月三十一日まで
D海域 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮縄	平成二十三年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十三年四月一日から十月三十一日まで
E海域 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮縄	平成二十三年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十三年四月一日から十月三十一日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長二十五センチメートル（ただし、前条の表の上欄に掲げるE海域並びに次に記載したア、イ、ウ、エ及びオの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域については二十センチメートル）以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

点の位置

ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端

イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から二千メートルの点

ウ　福岡県北九州市小倉北区大藻路岩灯標

エ　山口県下関市六連島灯台

オ　エの点から真方位九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十三年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「日本海・九州西海域」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域